

令和 年 月 日

鹿屋市長 中西 茂 様

申請人 住 所

氏 名

電 話

確 約 書

市営墓地の使用について下記の事項を遵守し、万一違反行為があった場合は、墓地使用の許可取り消しを受けても何ら異議のないことを確約します。

記

- 1 墓地の使用権は、売買、譲渡又は貸与しません。（鹿屋市営墓地条例第12条）
- 2 許可の目的以外に使用しません。（鹿屋市営墓地条例第14条第1項）
- 3 **使用許可を受けてから5年以内に墓地を使用（納骨式 墳墓の建設）します。（鹿屋市営墓地条例第14条第1項）
使用しない場合、許可の取消し及び返還に異議は申しません。**
- 4 使用許可を取り消された場合の返還に要する経費は当方で負担し、既納の使用料還付は求めません。（鹿屋市営墓地条例第14条第2項、同条例第15条）
- 5 納骨式墳墓（通称納骨堂）を建設するまでの間、墓地の清潔、美観を保持します。
- 6 納骨式墳墓を建立するとき又は基礎工事をするときは、事前に市生活環境課に届け出ます。
- 7 関係の法令、条例、規則、使用心得、その他係員の指示等は遵守します。
- 8 住所、電話番号等に変更があった場合は、速やかに市生活環境課へ連絡します。
- 9 返還時は、更地（土面）に戻します。